（寮長）

第六百五十二条　国立光明寮に、寮長を置く。

2　寮長は、国立光明寮の事務を掌理する。

（国立光明寮に置く課）

第六百五十三条　国立光明寮に、次の三課を置く。

庶務課
支援課
教務課

（庶務課の所掌事務）

第六百五十四条　庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。

二　利用者の給食に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、国立光明寮の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（支援課の所掌事務）

第六百五十五条　支援課は、国立光明寮の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関すること。

二　主として夜間における生活等の相談に関すること。

三　身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。

四　求職活動に関する支援及び職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談に関すること。

五　理療に関する施術所の開設及び経営に関すること。

（教務課の所掌事務）

第六百五十六条　教務課は、国立光明寮の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　理療教育に関すること。

二　視覚障害者の職業に関する調査及び研究に関すること（研究所の所掌に属するものを除く。）。

（国立保養所の所掌事務）

第六百五十七条　国立保養所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　重度の身体障害者のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと。

二　戦傷病者を入所させ、医学的管理の下に、その保養を行うこと。

（国立保養所の名称及び位置）

第六百五十八条　国立保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊東重度障害者センター	伊東市
別府重度障害者センター	別府市

（所長）

第六百五十九条　国立保養所に、所長を置く。

2　所長は、国立保養所の事務を掌理する。

（国立保養所に置く課）

第六百六十条　国立保養所に、次の三課を置く。

庶務課
医務課
支援課

（庶務課の所掌事務）

第六百六十一条　庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。

二　利用者の給食に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、国立保養所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（医務課の所掌事務）

第六百六十二条　医務課は、国立保養所の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　診療、看護に関すること。

二　身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。

三　主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護及び生活等の相談に関すること。

四　調剤及び製剤その他保健衛生に関すること。

（支援課の所掌事務）

第六百六十三条　支援課は、国立保養所の所掌事務のうち、日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関することをつかさどる。

（国立知的障害児施設の所掌事務）

第六百六十四条　国立知的障害児施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者（強度の弱視を含む。）、耳が聞こえない（強度の難聴を含む。）若しくは口がきけない者である知的障害児であって、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定に係るもの又は同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導を行うこと。

二　知的障害児の保護及び指導を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

三　全国の知的障害児施設における知的障害児の保護及び指導の向上に寄与するための事業を行うこと。

（国立知的障害児施設の名称及び位置）

第六百六十五条　国立知的障害児施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父学園	所沢市

（施設長及び次長）

第六百六十六条　国立知的障害児施設に、施設長及び次長一人を置く。

2　施設長は、国立知的障害児施設の事務を掌理する。

3　次長は、施設長を助け、国立知的障害児施設の事務を整理する。

（国立知的障害児施設に置く課）

第六百六十七条　国立知的障害児施設に、次の四課を置く。

庶務課
調査課
指導課
医務課

（庶務課の所掌事務）

第六百六十八条　庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。

二　児童の給食に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、国立知的障害児施設の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。